

- *消費税率の引き上げに際し、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するための給付金です。
- *給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。
- *支給対象の要件を満たしているが、申請書類が届かないときはお電話ください。

臨時福祉給付金

- 支給対象者**
平成26年1月1日時点で西脇市に住民登録があり、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていない方
※ただし、課税されている方の扶養となっている場合や生活保護の受給者は除きます。
- 支給額**
支給対象者1人につき10,000円
※下記の加算対象者は1人につき5,000円を加算

--- <<加算対象者>> ---
老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者
児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

- 支給時期** 8月から随時(予定)
- 申請期間**
平成26年7月1日(火)から平成26年9月30日(火)
- 申請書類**
6月下旬に支給対象となる可能性のある方に申請書類を郵送します。必要事項をご記入の上、添付書類(本人確認書類・振込口座確認書類の写し)とともにご返送または「臨時福祉給付金申請窓口(市役所1階)」へご持参ください。

--- <<本人確認書類>> ---
1点でよいもの・・・運転免許証、旅券(パスポート)、顔写真付の住民基本台帳カード、顔写真付の障害者手帳
2点必要なもの・・・健康保険証、年金手帳(証書)、学生証、顔写真なしの住民基本台帳カード

- 申請・問合せ先**
福祉総務課(市役所内線336/☎25-2010)

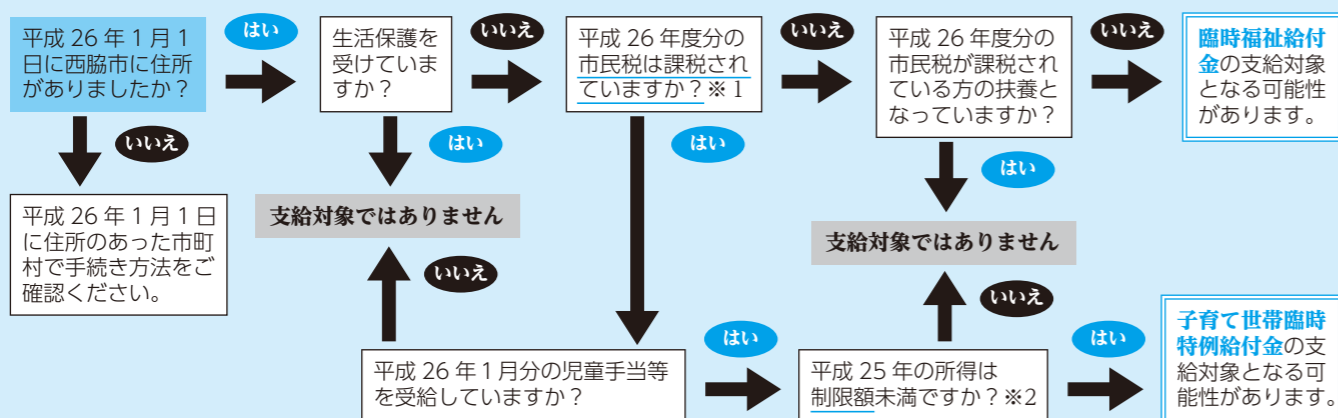
子育て世帯臨時特例給付金

- 支給対象者**
平成26年1月1日時点で西脇市に住民登録があり、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満で、平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方
- 支給対象児童**
支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
※ただし「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は除きます。

- 支給額** 対象児童1人につき10,000円
- 支給時期** 8月から随時(予定)
- 申請期間**
平成26年7月22日(火)から平成26年10月31日(金)
- 申請書類**
<公務員以外の方>
7月中旬に子育て世帯臨時特例給付金に係る申請書類を郵送します。必要事項をご記入の上、添付書類(本人確認書類・振込口座確認書類の写し)とともにご返送または児童福祉課窓口へご持参ください。
<公務員の方>
勤務先で配布された申請書類に必要事項をご記入の上、添付書類(児童手当受給状況証明書・本人確認書類・振込口座確認書類の写し)とともにご返送または児童福祉課窓口へご持参ください。

- 申請・問合せ先**
児童福祉課(市役所内線375)

あなたは給付金支給の対象者?



※1 課税されているかどうかは、6月中旬にお届けする「市民税・県民税・固定資産税・都市計画税納税通知書」または「給与所得等に係る市・県民税特別徴収税額の決定通知書」で確認できます。
※2 制限額…(給与収入額の目安)：子1人(875.6万円) 夫婦1人(917.8万円) 夫婦2人(960万円)

平成26年7月から福祉医療制度を改正します

母子家庭等医療費助成制度 / 老人医療費助成制度

兵庫県の医療費助成制度の改正に伴って、市でも母子家庭等医療費助成制度と老人医療費助成制度を改正します。母子家庭等医療費については所得基準額を改正しますが、市単独で医療費を助成する制度を新たに

設けます。また、老人医療費については、平成26年7月1日以降に新たに65歳に達する方が対象で、それ以前に65歳に達した方は、旧制度が適用されます。

■問合せ 市民課医療担当(市役所内線318)

母子家庭等医療費助成制度

所得制限基準を児童扶養手当の一部支給から全部支給(満額支給)に改正します。
例) 扶養親族等が2人の場合の所得基準
改正前 改正後
268万円未満 ⇒ 95万円未満
(給与収入約413万円) (給与収入約171万円)
※児童等の扶養義務者が低所得(市民税非課税世帯で、年金収入とその他の所得の合計が80万円以下)の場合には対象となります。
※この改正で助成対象外となる高校生等については、改正前の所得制限の範囲内で市単独事業として助成します。

一部負担金

区分	平成26年6月30日まで	⇒	平成26年7月1日から
低所得者	外来 1日400円(月2回まで)	⇒	変更なし
	入院 1割負担(月額1,600円)	⇒	変更なし
以外	外来 1日600円(月2回まで)	⇒	1日800円(月2回まで)
	入院 1割負担(月額2,400円)	⇒	1割負担(月額3,200円)

※1医療機関等当たりとなります。

老人医療費助成制度

◆平成26年7月1日以降に65歳になる方

区分	自己負担割合	負担限度額(月額)	
I	2割	外来 8,000円	入院 15,000円
II	2割	外来 12,000円	入院 35,400円

◆平成26年6月30日以前に65歳になった方

区分	自己負担割合	負担限度額(月額)	
I	1割	外来 8,000円	入院 15,000円
II	2割	外来 8,000円	入院 24,600円

区分I ⇒ 市民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がないこと(年金収入は80万円以下)
区分II ⇒ 市民税非課税世帯で、本人の年金収入とその他の所得の合計が80万円以下であること

福祉医療費受給者証を更新(あさぎ色に変更)

引き続き、要件に該当する方には6月中に受給者証を送付します。母子家庭等医療費助成の要件に該当する方には、6月上旬に別途ご案内しますので手続きをお願いします。

「西脇市住宅審議会」の委員を募集します

西脇市では、住宅施策に関する重要事項について調査審議するため、「西脇市住宅審議会」を設置しています。市民の皆さんから幅広くご意見をいただき審議するため、市民を代表する委員を募集します。

- ◆**募集する人数**
4人(うち女性は2人以上)
- ◆**募集期間**
6月1日(日)~20日(金)
- ◆**応募資格**
①市内に在住、在勤または在学の方
②市内で活動する方および事業を営む方
③年齢が応募締切日の時点で満20歳以上の方
④本市の他の審議会等の委員でない方
⑤本市の職員または市議会議員でない方
⑥平日の審議会に出席できる方(2時間/回、4回程度)

- ◆**報酬**
1開催につき3,700円(3時間未満)
- ◆**応募方法**
所定の応募用紙を持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかで提出してください。
※持参の場合は土・日・祝日は除きます。
※応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。
- ◆**選考**
応募用紙で選考し、結果は応募者全員に通知します。
- ◆**応募・問合せ**
〒677-8511 西脇市郷瀬町605
西脇市都市住宅課住宅担当
(市役所内線279/☎22-6283/
✉nishiwaki-juutaku@city.nishiwaki.lg.jp)